

## 〈児童生徒と接するとき気をつけるポイント〉

/ / /

### 言 動

① 親しさの表現や無意識な言動であったとしても、相手が不快に感じれば、セクハラにあたることを理解している。

② 児童生徒を、「ちゃん」付けで呼んだり、ニックネームで呼んだりすることもセクハラにあたる場合があることを理解している。

③ 不必要に児童生徒の容姿等を話題にしたり、児童生徒の身体を眺めたりしないようにしている。

### 日 常

④ 児童生徒を指導する際、不必要に児童生徒の頭、肩、腕など身体に触れないようにしている。

⑤ 児童生徒と私的な電話やメール、SNS等のやりとりを行わない。

⑥ 私物のカメラや携帯電話(スマートフォン等)を教室等に持ち込んでいない。また、校務上の必要もなく、児童生徒の写真や動画を撮影していない。

⑦ 校務上の必要もなく、児童生徒用のトイレや更衣室に入っていない。

### 校内指導

⑧ 他の児童生徒がいない室内で、児童生徒を指導、面談等をする場合は、他の職員に用務・場所等を告げ、室内の様子が外部から確認できる環境のもと、適切な時間内で行っている。

### 体育指導 部活動等

⑨ 体育や部活動等の指導において、児童生徒へのマッサージ行為等は行わないようにしている。また、児童生徒に自分の体をマッサージさせないようにしている。

⑩ 休日や放課後の指導に際しては、個別に遅くまで指導する状況はつくらず、児童生徒の帰宅方法を確認し、帰宅時の安全についても留意している。

### 学校外

⑪ 宿泊を伴う行事では、児童生徒の見回りを複数の教員で行っている。また、児童生徒をみだりに自室に入れないようにしている。

⑫ 児童生徒を学校以外の場所に私的に招いたり、特段の必要がないのに車に乗せたりしないようにしている。

### 気づき

⑬ 児童生徒がセクハラやわいせつ行為の被害を受けているという相談や噂があった場合、管理職へ速やかに報告し、組織的に対応するよう心がけている。

⑭ 休日や放課後の指導に際して、同僚が、特定の児童生徒に対して遅くまで指導を行っている場合は、他の同僚や管理職とともに、本人から状況を確認するようにしている。

## 法令

- ⑮ 18歳未満の児童生徒の不適切な画像を保持することは、「児童ポルノ禁止法」に該当する場合があることを知っている。
- ⑯ 法令等(刑法・山形県青少年健全育成条例・山形県迷惑行為防止条例等)に示されたわいせつな行為の内容と罰則について理解している。
- ⑰ 「不適切な勤務に係る懲戒処分の基準(標準例)」で示されたわいせつな行為等を行った場合の処分を理解している。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 〈教職員の間で気をつけるポイント〉

## 言動

- ⑱ 容姿や私生活に関する内容、性的な内容等に関する会話は、相手が不快に感じれば、自分の意図とは関係なく、セクハラにあたる場合があることを理解している。
- ⑲ 「結婚はまだか」、「彼氏(彼女)はいるのか」などの相手が嫌がる質問は、セクハラにあたることを理解している。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 日常

- ⑳ 教室、職員室、教科準備室等にわいせつなポスターをはったり、卑猥な写真や記事等を他の教職員にわざと見せたりすることは、セクハラにあたることを理解している。
- ㉑ 同僚・部下等の教職員に対して、相手の意に反して、デートや食事に誘う、交際をしつこく迫る、携帯電話やメールによってつきまとう行為等も、セクハラやストーカー行為にあたることを理解している。
- ㉒ この程度のことは、相手も許容するだろうという勝手な憶測をしたり、自分は相手との信頼関係ができていると独りよがりの思い込みをしたりしていないか、いつも気をつけている。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 酒席

- ㉓ 酒席等で異性の同僚・部下等の教職員に対して隣席に座るよう強要したり、デュエットの相手をさせたり、お酌を強要したりすることは、セクハラにあたることを理解している。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------

## 気づき

- ㉔ 目的や合意の有無にかかわらず、セクハラに該当し得る言動をする同僚がいれば、複数の教職員で注意を喚起し、管理職にも報告するようにしている。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------

## 〈保護者との関係やプライベートな行動で気をつけるポイント〉

## 日常

- ㉕ 保護者と私的な電話やメール、SNS等のやりとりを行っていない。
- ㉖ 個人のSNS等への無責任、軽率な書き込みや勤務校に関する投稿は行っていない。また、許可なく人物を撮影したり、不適切な画像を個人のSNS等にアップしたりしていない。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 〈 関係資料 〉

### 山形県青少年健全育成条例(抜粋)

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第13条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、第1項の行為を教え、又は見せてはならない。

### 山形県迷惑行為防止条例(抜粋)

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所等又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見し、又は撮影すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、公衆が利用することができる浴場、便所、更衣場その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所において当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。

### 懲戒処分の基準 山形県教育委員会(抜粋)

#### (2)児童生徒に対するわいせつな行為等に係る懲戒処分の基準(標準例)

	違反及び事故の態様	処分の量定
わいせつな行為	児童生徒に対して、わいせつな行為(※1)を行った者	免職
わいせつな言動等の繰り返し	児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した者	免職又は停職
わいせつな言動等	児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を行った者	停職、減給又は戒告
不適切な言動等	わいせつな行為等ではないが、児童生徒に対し、不適切な言動等を行った者	停職、減給又は戒告

※1 「わいせつな行為」とは、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮りを含む。)、わいせつ目的での身体への接触並びに山形県青少年健全育成条例に違反するみだらな性行為及びわいせつな行為等をいう。

## 《こころの相談》

### メンタルヘルス健康相談

県内5医療機関にて専門医が相談に応じます。

■対象者 組合員とその家族、職場の上司

(ただし、メンタル関係で治療中の方を除きます。また、相談内容は組合員本人に係るものに限りです。)

■利用料 無料(治療に入った場合は一般診療扱い)

■利用方法 完全予約制(共済組合事業の相談であることをお伝えください。)

医療機関	電話番号
わだ心療内科クリニック(山形市)	023-624-0246
新庄明和病院(新庄市)	0233-22-2047
佐藤病院(南陽市)	0238-40-3170
なごみクリニック(鶴岡市)	0235-29-3753
県庁診療所内 健康相談室	023-630-2816

※ 服務上の取扱いは、県・市町村の「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」の定めによります。

### 「東北中央病院 心の健康相談」

精神科医やカウンセラー(臨床心理士)が面談でお話をお聞きします。

■対象者 組合員とその被扶養者

(ただし、メンタル関係で治療中の方は、主治医の許可が必要です。)

■利用料 無料

■相談員 精神科医：第1木曜 13:00~17:00

カウンセラー：月~金曜 10:00~12:00

第3木曜 13:00~17:00

第1・2・4木曜 13:00~17:00

\*女性カウンセラー対応日：平日午前中、第1・2土曜

■利用方法 完全予約制 0120-81-4898

(予約受付時間：平日9:00~17:00)

### 「Web相談(こころの相談)」《公立学校共済組合本部事業》

電話や面談ではメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために、Web上で24時間ご相談を受け付けます(臨床心理士が3営業日以内に回答)。

■対象者 組合員とその被扶養者

URL:<https://www.mh-c.jp/>

※ ログイン番号 783269

### 「電話・面談メンタルヘルス相談」《公立学校共済組合本部事業》

臨床心理士がプライバシー厳守でカウンセリングを行います。

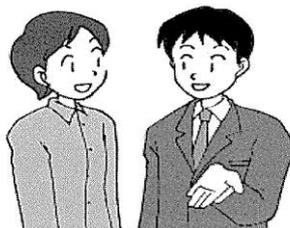
0120-783-269

■対象者 組合員とその被扶養者

【電話相談】	【面談】
■受付時間 月~土 10:00~22:00 (祝日・年末年始を除く)	■面談予約 月~土 10:00~20:00 (祝日・年末年始を除く)
■利用時間 1回20分程度	■利用時間 1回50分程度(1人年5回まで無料)
	■面談場所 山形市等全国主要都市のカウンセリングルーム

# わいせつ・セクハラ確認シート

児童生徒に



同僚に

みなさんの学校では、わいせつ・セクハラ行為を見たり、聞いたりしたことが、そのまま看過されていることはないでしょうか。人間関係ができていても、身体の接触や軽率な発言等は許されるものではありません。

この確認シートを通して、どのような言動が、わいせつやセクハラ行為に当たるのかを理解するとともに、自己分析や未然防止の研修資料として、活用してください。

保護者に



プライベートで

自己評価 「十分気をつけて(考えて)適切な言動をとっている」 ……A  
 「気をつけて(考えて)いるが、改善の余地がある」 ……B  
 「不適切な言動がある」 ……………C